

【令和 3 年 3 月 31 日（水）までのご利用について】

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府による緊急事態宣言が解除されましたが、船橋市の決定を受け、令和 3 年 3 月 31 日（水）までは引き続き、市施設である法典公園（グラスボ）について以下の対応となります。

【①専用利用施設】

令和 3 年 3 月 31 日（水）迄は以下のご利用はできません。

屋内施設：体育レクリエーション室、多目的ホール、第 1 和室、第 2 和室、

第 1 集会室、第 2 集会室では新規予約を承ける事ができません。

既に予約されているものに関しては利用可能ですが、19 時以降の利用については、やむを得ない場合を除き、極力お控えいただきますようお願いします。

屋外施設：球技場では 19 時以降の新規予約を承ける事ができません。

既に予約されているものに関しては利用可能ですが、19 時以降の利用については、やむを得ない場合を除き、極力お控えいただきますようお願いします。

【②教室】

令和 3 年 1 月 9 日（土）～令和 3 年 3 月 31 日（水）

上記期間中は全て休講となります。

開始時期が決定いたしましたら、改めて告知させていただきます。

一部施設閉鎖に伴う支払い済みの使用料の対応については、改めて館内掲示及びホームページにてご案内申し上げます。

なお、船橋市の方針によっては制限の変更もございます。その場合はホームページにてご案内致します。